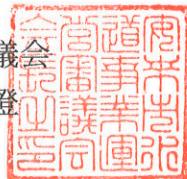


(写)

令和8年1月30日

安来市長 田 中 武 夫 様

安来市水道事業運営審議会
会長 板持真澄



安来市水道料金の改定について（答申）

令和7年10月1日付け安水管第104号で、水道料金の改定の要否等について諮問を受けましたので、令和7年10月から4回にわたり審議会を開催し、慎重に議論を重ねました。その結果として、下記のとおり答申します。

なお、付帯意見として別紙のとおり申し添えます。

記

1. 料金改定について

水道事業は公営企業であり、独立採算が求められ、公費で負担すべきものを除き給水収益で賄うこととなっている。この考えのもと、水道事業を維持するために以下の状況等を踏まえ、今回の水道料金の改定は必要であると判断した。

- ①今後5年の收支計画によると、給水収益は人口減少により減収する見込みであること。
- ②昨今の物価高騰の影響により、費用が増大する見込みであること。
- ③施設の老朽化に伴う改修更新や耐震化工事の費用が新たに必要となる見込みであること。
- ④県受水費が、施設改修更新等により増加が見込まれること。

2. 平均改定率について

このたびの審議会で検討を行った水道料金の算定期間である令和9年度から令和12年度において、概ね収支が均衡する水準である18%程度の平均改定率とされたい。

3. 料金体系について

公益社団法人日本水道協会が発行する「水道料金改定業務の手引き」並びに「水道料金算定要領」に基づき、総括原価方式により積算した価額を基に、一般家庭への負担や口径別の割合等を考慮し、検討した結果、以下の改定内容とされたい。

- ①基本料金は、口径13ミリの料金区分を据え置き、口径20ミリ以上の料金区分を増額する。
- ②従量料金は、現在無料区分となっている1m³から8m³までを有料とする。

4. 料金改定の時期について

市民への十分な周知期間を確保したうえで、令和9年4月からの改定を決定されたい。

付帯意見

1. 審議会の開催について

これまで水道事業、下水道事業それぞれに審議会を開催してきた経緯があるが、市民への賦課及び料金徴収が一元的に行われ、両事業は密接に関連がある。また、料金改定における市民生活への影響を総合的に勘案できるという観点等から、今後は水道料金及び下水道使用料の見直しを一体的且つ定期的に行うこと。

水道事業は安全安心な水を供給するライフラインであることを念頭に置き、水道料金算定にあたっては、その審議にあたり長期にわたってその期間を設定することなく、今後は4年に一度の審議会を開催し、料金について検証を行うこと。ただし、急激な社会情勢の変化等によっては、必要に応じ審議会を開催すること。

2. 市民への周知について

今回の改定は10年ぶりの改定となることから、実施までに十分な周知期間を設け、水道事業の現状、課題、計画などについて、市報やホームページ等を通じ、広く市民の理解を深める努力をすること。

3. 経営計画等の着実な実施について

審議会で示された耐震計画や将来料金体系を含む経営計画が着実に実施されること。

更新投資を適切に行い、次世代に負担を先送りしない経営改善、財源確保に努めて、適切な受益者負担を求めていくこと。

人口減少に伴う給水収益の減や施設維持等の課題に対し、国が勧める事業広域化も視野に入れ、検討を進めること。